

福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市条例第9号

福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第73号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(診療の方針)</p> <p>第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 基準省令第18条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第18項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。</p> | <p>(診療の方針)</p> <p>第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 基準省令第18条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。